

徳島商工会議所 MS 認定制度実施要綱

1. 目的

会員事業所の従業員が健康で、やる気と笑顔に満ち溢れ、結果として活気ある地域経済の創出に寄与するため、徳島商工会議所はMS 認定制度を創設し、各事業所の健康づくりに対する意識改革・向上を促し、健康経営の普及に努めるものとする。

※MS 認定とは、従業員のやる気（Motivation）と笑顔（Smile）のために健康経営に取り組む事業所を認定する制度。

2. 認定対象事業所

徳島商工会議所の会員事業所（特別会員含む）とする。

※本店・支店の別、従業員数等の制限はなし。

3. 申請及び認定の流れ

- 別紙「MS 認定申請書」を徳島商工会議所事務局まで提出する（FAX、Eメール、郵送等）。
- 認定申請書到着後、事務局担当者が申請事業所を訪問し、取り組み内容の確認を行う。
- 事務局担当者が確認後、徳島商工会議所人口減少対策委員会が認定可否を審査、決定する。

4. 提出書類

（１）MS 認定申請書

（２）定期健康診断の領収書（直近２年分）

（３）全国健康保険協会徳島支部の「優良健康づくり事業所認定証」

※全国健康保険協会徳島支部以外の被保険者は事務局まで要相談

（４）取り組み内容が確認できる写真、書面等

5. 認定基準

下表のとおり、認定基準に基づき３ランクに分けて認定する。

ランク	認定基準（以下をすべて満たすこと） ※ここでのいう事業場は、労働安全衛生法や労働基準法で定義されている事業場のこと
ダイヤモンド	・MS 認定申請書の必須項目１～３の全項目に該当していること ・MS 認定申請書の一般項目４～６の全項目に該当していること ※従業員５０人以上の事業場については、上記に加えて７、８の２項目に該当していること ・全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」金賞を獲得している、またはそれに準ずるレベルであること
プラチナ	・MS 認定申請書の必須項目１～３の全項目に該当していること ・MS 認定申請書の一般項目４～６のうち１項目以上に該当していること ※従業員５０人以上の事業場については、上記に加えて７、８のうち１項目以上に該当していること ・全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」銀賞以上を獲得している、またはそれに準ずるレベルであること
ゴールド	・MS 認定申請書の必須項目１～３の全項目に該当していること ・全国健康保険協会の健康事業所宣言「優良健康づくり事業所認定証」銅賞以上を獲得している、またはそれに準ずるレベルであること

6. お申込み・お問合せ先

徳島商工会議所 人口減少対策委員会担当

〒770-8530 徳島市南末広町５番８-８号 徳島経済産業会館（KIZUNA プラザ）１階

TEL 088-653-3214 FAX 088-623-8504 E-mail service@tokushimacci.or.jp